

平成24年3月23日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成23年度3月期）

総務省は、平成23年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月23日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

33,498百万円

2 現金交付

平成24年3月29日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 山谷補佐

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成23年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	819	749
2 青森	225	112
3 岩手	247	124
4 宮城	273	298
5 秋田	199	99
6 山形	236	118
7 福島	397	197
8 茨城	494	247
9 栃木	350	175
10 群馬	479	240
11 埼玉	1,040	696
12 千葉	793	524
13 東京	1,822	910
14 神奈川	836	1,158
15 新潟	319	303
16 富山	197	98
17 石川	206	103
18 福井	138	69
19 山梨	168	83
20 長野	402	198
21 岐阜	368	184
22 静岡	634	666
23 愛知	1,134	965
24 三重	320	161
25 滋賀	235	117
26 京都	291	363
27 大阪	1,089	1,083
28 兵庫	844	663
29 奈良	209	103
30 和歌山	182	91
31 鳥取	90	45
32 島根	123	61
33 岡山	320	333
34 広島	379	376
35 山口	239	119
36 徳島	153	77
37 香川	251	125
38 愛媛	253	126
39 高知	130	63
40 福岡	777	870
41 佐賀	209	105
42 長崎	228	114
43 熊本	336	168
44 大分	222	111
45 宮崎	284	142
46 鹿児島	352	175
47 沖縄	203	100
合計	19,493	14,005

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

